

航空従事者技能証明の限定について

標記について、航空法施行規則の改正により空乗第2018号（平成11年4月1日付け）に基づいて行われた航空従事者技能証明の限定については下記の通り取り扱うこととしたので通知します。

記

- 1 空乗第2018号（平成11年4月1日付け）に基づいて行われた次表左欄の限定は、平成12年9月1日から施行される航空法施行規則第53条における次表右欄の限定とみなす。

空乗第2018号（平成11年4月1日付け）における技能証明の限定	航空法施行規則第53条における技能証明の限定
滑空機のうち自力発航の用に供することのできない動力装置を有する動力滑空機であって、航空機曳航及びウインチ曳航のための曳航フックを有するもの。	曳航装置付き動力滑空機
滑空機のうち自力発航の用に供することのできる動力装置を有する動力滑空機であって、航空機曳航及びウインチ曳航のための曳航フックを有するもの。	曳航装置付き動力滑空機
滑空機のうち自力発航の用に供することのできる動力装置を有する動力滑空機であって、航空機曳航及びウインチ曳航のための曳航フックを有しないもの。	曳航装置なし動力滑空機

- 2 前項左欄の限定は、航空法施行規則第57条に基づく申請により試験を行わず、前項右欄の限定に変更することができる。

附則

- 1 本通達は平成12年9月1日から施行する。
- 2 空乗第2018号（平成11年4月1日付け）は平成12年9月1日をもって廃止する。